

参議院商工委員会會議録第二十一号

(二二二)

昭和三十五年四月十二日(火曜日)午前
十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

山本 利壽君

川上 為治君

古池 信三君

栗山 良夫君

牛田 寛君

井川 伊平君

上原 正吉君

岸田 幸雄君

小林 英三君

斎藤 昇君

鈴木 万平君

高橋 進太郎君

近藤 信一君

榊 繁夫君

島 清君

池田 勇人君

中曾 根康弘君

佐々木 義武君

法貴 四郎君

原田 憲君

橋井 政男君

小山 雄二君

小田 橋貞寿君

常任委員

会専門員

科学技術庁
原子力局長
科学技術庁
子力局長
通商産業省
政務次官
通商産業省
鈺山局長
中小企業庁
長官
事務局側

説明員

科学技術庁
原子力局長
安全課長
亘理 信一君

本日の会議に付した案件

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○中小企業業種別振興臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利壽君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は最初に、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案の討論採決を行ない、ついで放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案、中小企業業種別振興臨時措置法案、以上三案について審議を行ないます。

それではまず、石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては前回の委員会においてすでに質疑を終局いたしましたので、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

本案を可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山本利壽君) 御異議ないものと認め、よってさように決定いたしました。

○委員長(山本利壽君) 次に、中小企業業種別振興臨時措置法案を議題といたします。

事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(小山雄二君) 中小企業業種別振興臨時措置法案につきましては、法案の主要な点を御説明申し上げます。

まず第一条は、目的に関する規定であります。この法律は、業種別に中小企業を振興し、これを通じて国民経済の健全な発展に資することをその目的としております。業種別に中小企業を振興する理由であります。中小企業の中には多種多様な業種を含んでおり、しかも業種によりそれぞれ問題点

が異なっておりますので、それぞれの業種の実態に即応したところからのこ

まかい対策を推進することが中小企業の振興のために最も効果的であると認められるからであります。

第二条は、本法においていう「中小企業者」とは、中小企業団体組織法第五条に規定する中小企業者であるという、中小企業者の定義を定めたわけであり、中小企業者の定義が業種別に従います。団体組織法の第五条の定義に従います。組織化対策が業種別振興対策の大きな柱の一つになる点にかんがみまして、この定義に従うことが最も適切であると考えられるからであります。

第三条は、改善事項の諮問等を定めた規定であり、本法の中心となる規定であります。業種別対策を推進しようとする場合に、まず考えられるべき点は、改善事項の策定ということであり、すなわち、中小企業を業種別に振興するために、中小企業の振興の方向を明らかにし、これに基づき、経営を合理化し、技術水準を向上し、共同経営事業を促進し、競争を正常化し、取引を適正化する等、経営基盤の充実強化と環境の整備のための一連の施策を相互に有機的に関連させながら実施する必要があるものであります。このためには、改善事項を定めることにより、中小企業の企業者の努力すべき方向目標を明らかにするとともに、重点的に指導すべき点や、指導の方法を定めることが効果的であります。そして、業種別ごとに改善事項を定めるといっても、企業種について一度にこれを定めることは困難であります。

で、順次政令で定める業種について改善事項を定めて業種別振興対策を推進することとしております。

このように順次政令で業種を定めることといたしますと、業種の選定順序が問題になります。業種選定の順序をいいたしましては、一般的にいえば、中小企業の振興、ひいては日本経済の発展のために、当該業種に対して総合的施策を講ずることの緊要性を考えて、その緊要度の大きいものから順次指定することになるかと思ひます。

次に、改善事項を定めようとするときは中小企業振興審議会に諮問しなければならぬこととしておりますが、適切な改善事項を定めることが業種別振興対策の基本であり、これがためにはあらゆる角度から慎重に審議することが必要でありますので、衆知を集めた審議会にはかることにしたのであります。

なお、改善すべき事項が定められ、したときは、これを公表し、その周知徹底をはかりますとともに、その実施の促進をはかるため必要な指導を行なうこととしております。

第四条は、中小企業者もしくはその団体、または関連事業者もしくはその団体に対する改善事項の円滑なる運用を期するために必要な勧告について定めたものであります。主務大臣の勧告を改善事項の五号と六号にかかると限定いたしましたのは、改善事項のうち、一号から四号まで、及び第七号の事項は、個々の中小企業者内部の問

題でありますから、個々の中小企業者の努力に期待すべきものであり、国

は、必要な場合、指導、資金的援助等、側面的措置をとることと足りると考えられますのに反し、第五号及び第六号はいわゆる中小企業者の環境整備であり、個々の中小企業者の努力だけでは解決されない問題であります。そこで当該中小企業者に対する中小企業全体の協力を必要とする場合に、その協力が得られないために改善事項の円滑な遂行が確保できないときには、第一項によって報告ができるように措置するとともに、さらに関連事業者の協力をも必要とし、その協力が得られないために改善事項の円滑な遂行が確保できないときには、第二項によって報告することができるよう措置することとした次第でございます。関連事業者とは「当該中小企業者の事業と競合し若しくは関連する事業を行なう者」でありまして、競合する事業を行なう者とは、当該業種に属する事業者であつて中小企業者以外の者、当該業種に属する事業と競合する事業を営む者等であり、関連する事業を行なう中小企業者と取引関係のある事業者を言うのであります。第三項において報告をするときにも中小企業振興審議会に諮問しなければならぬことになっておりますが、これは、報告は企業間における調整的事項について行なうものでありますから慎重を期する必要があるとともに、各業種に関する報告措置の運用に統一性を持たせる必要があるからであります。

第五号から第十号までは、中小企業振興審議会の組織、運営について定め

た規定であります。

中小企業振興審議会は、本法ではきわめて重要な地位を占めておりまして、業種別振興対策の適切かつ効果的な推進をはかるためには改善事項を策定する場合、報告をする場合、報告を徴収する場合は、衆知に諮つて行なうことが適切であると考えられますので、これがため中小企業振興審議会を設置することとしたわけであります。なお、本審議会は諮問機関でありまして同時に、また積極的に関係大臣に對し、中小企業者の振興に関する重要事項について建議することができるようになつております。

第十一号は報告の徴収について規定してあります。すなわち有効適切な改善事項を定める、または当該改善事項の円滑な遂行を確保するためには実態を十分把握することが不可欠であります。従来、実績から見て、任意調査では不十分でありましたので、本条で報告の徴収権を規定したのであります。本条により主務大臣は当該業種に属する事業を行なう中小企業者のみならず、関連事業者からも報告を徴収することができるようになります。調査事項はそれぞれ政令で定めることになつておりますが、関連事業者に対する報告の徴収を業務の状況に限りましては、経理の状況についてまで関連事業者について報告を求めるのは行き過ぎでありまして、業務の状況を調査すれば所期の目的は達成されると考えるからであります。

者の報告の徴収を行なう場合は例外でありまして、報告又は報告の徴収の對象となる者の行なう事業を所管する大臣」ということになっております。

最後に、付則の関係の規定であります。第一項は、本法の施行期日の規定でありまして、公布の日から行なうこととなつております。

第二項は、本法の有効期間に関する規定であります。「昭和四十年三月三十一日限りその効力を失う」と規定してあります。このように時限立法としたのは、貿易の自由化、最低賃金の施行、技術の革新の進展に伴ない、中小企業者の生産性を早急に考慮することが日本経済の健全なる発展のために不可欠になつておりますが、できるだけすみやかに総合的対策を講じ、合理化する必要がある業種については五カ年程度の期間を設け、その期間内に集中的に必要な改善事項を定め、業種別振興対策を推進することが最も適當であると考えられるからであります。

以上をもちまして御説明を終わります。

○委員長(山本利壽君) この法案に対する質疑は後に譲ります。

○委員長(山本利壽君) 次に、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(佐々木義武君) お手元に配布いたしました資料の中で、まあ分類の仕方は、こういう部門別の分類の仕方がありまして、あるいは用途別に農業、工業というような分け方もございますが、お手元に差し上げました具体的な事例に従ひまして申し上げますと、トレーサー等に用いますのはやはりコバルト60、それから線源等に用いますのも、ただいまの段階ではそういうものが主のように考えられます。

○栗山良夫君 何に使うのですか、ちよつと今聞き漏らしました。

○政府委員(佐々木義武君) 技術的な問題になりますので、私からお答えいたしますが、ここにありますトレーサーとしましての利用としましては、いろいろなものに使われるのでございまして、たとえばダムや漏水調査というふうなことは、たとえばトリチウムというふうなものを使ひまして、これは水の中の水素と同じように動作いたしますので、それをトレーサーすることによって漏水を見つけないというふうなことをいろいろやっております。

それから医学部門では、たとえば甲状腺にはヨードが集まりますので、ヨードのアイソトープを使う。それから、たとえば、ここには書いてありませんけれども、脳腫瘍といいますが、脳のおでき等に関しましては、ポロンのようなものが集まりますので、ポロン——これはポロンを最初に患者に飲ませまして、あとからたとえば中性子照射をやると、それがポロンのアイソトープになる。それで脳のおできがなおりますというふうなことがいろいろやられております。

それからガンの治療には御存じのようにコバルト60までの線源を使いまし、これは相当強力な線源を使いまし、ガンに集中的に照射するというようなことをやっておるわけでございます。

それから農業の方では、肥料の成分としまして、たとえば窒素の同位元素を使うというふうなことが考えられるわけでございます。それから硫酸肥料等につきましては、磷のアイソトープを使うというふうなことをいろいろやっております。

それからハの食品保存では、やはりコバルト60——これは相当強力な線源を用いないと、やはり殺菌の用をなしませんので、コバルト60の線源を使います。

それからちょっと変わっておりますのは、古美術の科学的研究、これはコバルト60で内部構造を知るために一種のエキス線に近いガンマ線を出すわけでありまして、それでいろいろ写真測定などをするわけですが、そのほかカーボン14の放射性同位元素が——これは半減期が大抵二千六百年ぐらいで

ありますので、これのカーボン14の成分比を調べることによって、古美術とか、昔の布等も、そのときに使われた材料の年代が推定できるわけでありました。それで歴史的な、つまり年代推定をやりますと、考古学上の非常に貴重な資料を作る——年代推定に非常に役立つというふうなこともございます。そういうふうな各方面にいろいろなアイソトープが使われておるわけです。しかし圧倒的に現在のところではコバルト60が量としては多いということでございます。

○栗山良夫君 国内の利用関係はおよそ見当がつきました。先進国であるアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、その他ソ連も入りましようが、そういう国々で平和利用を目的として作られていられる同位元素というのはどれくらいの種類があるのですか。それはわかっておりますか。

○政府委員(法費四郎君) 非常に多種類ございまして、おもに使われておりますのは、コバルト60が多いのですが、これも、種類は、よく使われておりますものが十種類くらいございます。

○栗山良夫君 それでは、今外国でもうすでに実用価値があるというので開発されているアイソトープの種類が十種類あるとおっしゃるのですが、その十種類は少なくとも日本には全部来ておるわけですか。

○政府委員(法費四郎君) 必要に応じまして取りつけることが可能でございます。

○栗山良夫君 原子炉を工合よく使えば、今科学的にはアイソトープというのは各金属材料等でもやるわけですが、どのくらいの種類やる可能性があ

りますか。

○政府委員(法費四郎君) 原則的にはあらゆる元素、まあ大体同位元素を作れる可能性がございまして、大体百種類くらいは人工放射性元素として作ることが可能でございます。もともと多いかもしれないが……

○栗山良夫君 そこで問題は、今の日本のやり方は、大へんおくれしましたからやむを得ないと思いますが、外国である程度開発されたものを日本へ持ち込んで、そうして日本のあらゆる産業あるいは農業、医学、その他の分野に、まあ悪い言葉で言えば、まねて一生懸命やっております、こういうことになるのでしようが、日本にも原子炉もできたことですから、日本にも製造可能なアイソトープをいろいろ使って日本的な材料をこしらえて実用に供するとか、そういうふうな試みというものは今あるわけですか。

○政府委員(佐々木武君) 国産第一号炉と申しますか、たゞいま原子力研究所で一号炉稼働中でございますが、二号炉、三号炉ができてまして、二号炉も多数のアイソトープができてます。三号炉の国産一号炉ができてすれば、将来はこの炉でもって日本の必要とするアイソトープはほとんど生産可能になるだろうというふうに考えております。

○栗山良夫君 いや、できることは私にはそういうことははっきりしたと思うのです。原子炉ができるわけですから、今もおっしゃったように、百種類くらいの製造は可能だと、こういうわけでありまして、従って、今日日本に入れているのはコバルト60を初めてとして、今四種類ばかりあげられたわけ

あります。世界的には十種類くらいできておる。さらに今後進んでいけば、特殊な目的のために特殊なアイソトープというものが必要であると、こういうことが学問的にわかった場合には、そういうものを日本で作り得るわけですね。ですからそういうような外国のまねをしてすることも必要でしようけれども、まねばかりしないで、日本的に新しい研究分野を開いて、そうしてアイソトープを大いにあらゆる方面に利用していくと、そういう試みというものはおありですかというのを伺っているわけです。

○政府委員(法費四郎君) もちろんそういうことでわれわれも努力しているわけでございます。ことに短寿命のアイソトープの中には、数分から数時間という短寿命のアイソトープもございまして、そういうものは外国から取りつけますのは非常に能率が落ちるわけでございますから、やはり国内の原子炉で作りましたものをすぐその近所の研究所で使うというふうな形にしまして、大いに用途に供したい。そのほかいろいろ日本の特殊事情に感じまして、たとえば稲作の収量をふや

す、これは稲作の照射等をやるわけでございますが、外国等ではそういう問題をあまりやしませんので、日本独自の研究としてそういう点を推進するといふことを心がけております。稲作の改良等についても相当いい結果が出ておまして、大体一〇倍ぐらいいは増収できるというふうな稲の苗も現在できているというふうな状態でございます。今後日本の国情に即した特殊な用途を開発しまして、大いにアイソトープの利用を促進したいというふう

に考えております。

○小林英三君 ちょっと栗山君の関連質問。アイソトープですね、これは私どもも大体はわかっておりますが、せっかく専門家がいらっしやるので、アイソトープの定義というのか、どういうものかというのを掘り下げて一つ十分に説明して下さい。

○政府委員(法費四郎君) アイソトープといふのは、普通略してアイソトープといっておりますが、今申したものの内容はラジオ・アイソトープ——人工放射性同位元素を略してアイソトープといっているわけでございます。人工放射性同位元素といふのは、結局同位元素の中で放射線を持ったものといふことでございまして、同位元素というのは結局その物理、化学的な性質は、外周の電子の数、それから原子核の中の陽子の数と結局一致するわけですが、学問的には原子核の中の陽子の数でいっているわけでありまして、それで元素がきまるわけでございます。原子番号といふのは、原子核の中の陽子の数でございます。陽子の数で元素がきまるというふうにお考えいただいてけっこうです。ところが原子核は陽子と中性子の集まりでできておりますので、陽子の数が同じでも中性子の数が違います。核としての性質が変わります。しかし元素としましては物理、化学的な性質は変わらぬ。陽子の数が同じで中性子の数が違う元素を同位元素と申しております。そのうちの放射性同位元素というのは、その原子核が不安定で常時放射線を出すものを放射性同位元素というわけでございます。どうして不安定

になつて放射線を出すかという、それが安定な状態よりも少しエネルギーを過剰に持っているために、そのエネルギーを常時放出しながら次第に安定な状態に落ちつくわけです。その過程で放射能を持つというようにいうわけでありまして、そのエネルギーの出方といたしましてはアルファ線、ベータ線、ガンマ線という三種の放射線を出しまして、そして次第にエネルギーを失つて安定した同位元素に落ちつくわけでありまして、ですから人工放射性同位元素というのは、安定した同位元素を、中性子を衝突してやることによりまして、中性子を一つ中に入れてやりますという、その原子核が不安定になります。つまり陽子の数が同じで中性子の数がふえたような格好になります。それで非常に不安定になりまして、そしてそれは常時放射線を出しながらエネルギーを失つていくという過程を生じます。そのエネルギーを失いつつある過程が放射能を持つということ、それがつまり放射性同位元素、そういうわけでございます。

○委員(山本利壽君) 速記とめて。
〔速記中止〕

○委員(山本利壽君) 速記起こし

○栗山良夫君 今の小林君の御質問に付随して、資料をもし作ってお配りをいただければ、先ほど私がお尋ねしておいた内容を加味して原子番号順に、アイソトープのできるやつとできないやつ、製造の可能なものと不可能なもの、それから半減週期がどの程度のものか。そういうものをずっと

一覧表にしたものを一つ作つて下さい。その説明は説明でいいですけども、資料としてはですね、その方が皆さんもわかりやすい。

○政府委員(法費四郎君) それはあるんです。そういうらっぱなもの、グラフが、もうりっぱなものがございますから、それを一つ資料として提出いたします。

○栗山良夫君 けっこうです。そこで、この法律の中で、やはり非常目に付きましますのは、その廃棄を業とする専門屋を設けるということが一つのみになっていいます。ところが、こういうことは外国ではどういふことになっておりますか。アメリカとかイギリスとかフランスは、こういうふうな、やはり汚染物を廃棄することを業とするような、そういう仕事を持つ法人ができていのかどうか。これは国でやっているのか、民間でやっているのか。そういうことを、外圍のことを少し聞かして下さい。

○政府委員(佐々木義武君) お答え申し上げます。米國におきましては、原子力委員会の許可を受けました民間の廃棄物処理業者というのが十社ございまして、その十社が、それぞれ分担を合せて処理をしておるようであります。そのほか、国立研究所でありますオークリッジの試験所等でも、AECの条件に従つて廃棄物の処理を行なつております。英國におきましては、これはハーウェルというところの国立研究所、一番大きい研究所ですが、そこが中心になりまして、方々の使用した廃棄物を集荷いたしまして、そこで処理をするというふうな状況になってござい

ます。○栗山良夫君 これはハーウェルの国立研究所が直轄でやつておるわけですか。

○政府委員(佐々木義武君) ハーウェル研究所が、みずから、週に一回、各種、大学とか、いろんな研究所とかを回りまして、その貯蔵したものを集めては処理するというふうな状況に相なつております。

○栗山良夫君 そのアメリカのオークリッジの処理場は別として、業者が十社ある——といひますか、その十社は、アメリカの国内を適当に区域を分けて、その区域内は独占的に一つの業者が担当する、そういう工合にやっているんですか。あるいは、完全にフリーでやつていられるんですか、区域の問題は。

○説明員(亘理信一君) お答え申し上げます。独占的に、アメリカ原子力委員会が許可をしておるわけはございませんで、これは同じ業種を、同じ全米にわたつて競争的にやつておる会社もございまして、ただし、特定の、それぞれ廃棄物の中に、ただ単に人の品物を、あけないで集めてきて、一時的に最終処理の業者に渡すというところだけを許可条件にされて、それを業としてやつておる会社もございまして、中間の、その今申しました会社のものを集めて、最終処理をいたしまして、そして、船に積んで行つて、AECの指定された海洋地点で海へ投棄するということをやつておる業者もございまして、いろいろの段階のものがございまして、いずれも条件が非常に厳重

な——二十条くらい、いろいろ条件がございまして、期間は原則として二年、二年という期間ごとに更新いたしまして、その条件全部を満足することにおいてやれ、こういうふうな許可条件になつておるようでございます。

○栗山良夫君 私は先ほどの御説明では、廃棄業者十社というのは、集荷をする人——集荷だけの業者は、その廃棄物——集荷の中へ入るので、全然集荷業者というものは、独立した業者とは考えなかつたのですが、その集荷業者も独立に廃棄業と一緒に考えて十社、こういうことになりませんか。いろいろな集荷する人、その集荷したものを廃棄所に入れて廃棄をする業者、そういうものを入れて十社ということですか。

○説明員(亘理信一君) その通りでございます。全部入れまして十社でございます。

○栗山良夫君 そうすると、私の先ほどの質問に返るわけですが、まあ集荷業者の方はいいですけれども、実際に処理処分をしておる業者というのは、それは十社のうちで何社で、しかもその廃棄する会社というのは、地域的に相当独占的な——独占という言葉は強過ぎますけれども、区域を定められて、その区域内で集荷したものを、この廃棄会社がやる、そういうような工合にきまつていられるのですか。それまでもフリーですか。

○説明員(亘理信一君) いろいろ原子力局の方で集めた情報でございまして、独占的ということとはAECの許可条件でもございませぬようでございますが、実質的事実としては、ひとつの——数州なり、主として関係の深い州の

ころに、二つ、三つというふうに会社はないようでございますので、実質的には、まあ独占というふうな状況でやつておるように思われます。

○栗山良夫君 いや、アメリカが四十何州あるのですからね。だから、今のようなお話で、一州に一つということになれば、四十幾つあるわけだけれども、そうでなくて、十しかないのだ。で、十のうちで、しかも集荷業者も入つていとおっしゃるのですから、純粹の廃棄処理をする業者というものは、もっと少ないのでしよう。それは数は伺いませんでしたが、幾つなですか。

その廃棄業者が全米の区域を担当するといふことになれば、やはり区域というものはきまつていられるのでしよう。太平洋岸、大西洋岸とか、南部とか、そういうことになっているのじゃないですか。

○政府委員(佐々木義武君) 集荷の場所並びにこの海洋投棄する場所によつて違つておるわけでありまして、運搬だけをして海洋投棄するものが、太平洋方面では三社あるようでございます。それから、集荷した容器をあげないで、パッキングだけ、まあ再パッキングしまして、そして海洋投棄するものが、太平洋方面で一社、大西洋方面で三社というふうになっております。それから、容器から出して、実際に処理を行なつた後に——処理と申しますのは、液体でありますれば、薄いものは、そのまま流しますけれども、非帯に濃度の高いものでありますれば、さらに濃度を高めまして、コンダンスしてコンクリートの容器の中に入れておるわけですが、あるいは固

体物であれば粉にしたりいたしまして、セメント状にいたしまして海に沈める、こういう作業をやるのですが、その処理を行なった後に海洋投棄するものは三社ございまして、これは太平洋側でやるのが一社でありまして、大西洋太平洋両方ともに処理を行なっているのが二社ございまして、大体、以上のようなことになっております。

○栗山良夫君　そうしますと、それで十社になりますね、ちょうど。今のだと薄めて海へ捨てるまでやるのだから処理だね。要するに処理会社が、十社ということですね。

そこで問題になるのは、そういう競争的に、こういう仕事をやっておる企業体というものは、純然たる民間の法人なのか、あるいは政府の代行機関のような特殊法人なのか、その企業の性格ですね。それから、こういう仕事はアメリカで、かりに純然たる民間法人でやっておるとすれば、採算が合う仕事なのか、そういう点は、御調査ができておりますか。

○説明員(亘理信一君)　お答え申し上げます。

大部分のものは、これは純然たる民間の会社でございます。そしてその中には、たとえばアメリカン・メールライン・カンパニーというのは、船会社でございます。従って、常時一つの貨物船を持って、航路を持っておるわけでございますが、その貨物船が委託を受けて、料金を取りまして、これは全然集荷して客船を兼ねないで、そのまま持っている、海へ、指定された地点へ、自分の貨物船の定期航路からずつとはずれまして、安全な地点に、原子

力委員会の指定する地点にいて投棄する、こういう形体の会社がございますし、また大部分の経理の内容が、ごく最近のものは、まだ調査がそこまでできておりませんが、よくわかりません。ございまして、要するに実績を見てみますと、アメリカの、たとえば太平洋のサンフランシスコ沖合で一万六千キリもやっておりますけれども、こういうような船会社の取り扱っておりますものは非常に少ない量であるようにございまして。というの、国立研究機関なり非営利に大きいところのものはコースト・ガードの、アメリカのつまり政府の船が無償でそういうものを安全に取り扱って捨てておりますので、大西洋の方でも太平洋の方でも、大物はこういうコーマシーヤル・ベースのつまり企業というものの対象になっておらないわけでございます。従ってこれは、ほんとうの純然たる民間会社の廃棄物を、主として取り扱って、こういうふうな状況のように思われます。おそろく、十分大した利益ではございませんで、十分大した利益にならない程度の適正な利益で、その料金をきめておいて、それによって経営しておるというふうに考えられます。

○栗山良夫君　今のあなたの御答弁は、一つ矛盾が入っております。十社あって、おおよそ大部分は、純然たる民間会社だとおっしゃる。私は十社というものがございまして、その中で、どれが民間会社かわかると思うのですが、おおよそでなくて、はっきりとどうだということがない。しかも、それだけ純然たる民間会社が十社あっていて、そういうものは、仕事の量から

いけば微々たるものだ、船会社が業務でやっておるのだ、廃棄会社じゃないですね、船会社の一部、ディパートとしてやっており、大量のものは政府の船で無償でやっておる、こういうことになる、どうもアメリカが、今十社あってやっておるという姿と、説明と合わないような気がするのですが、もう少し説明が必要じゃないですか。

○政府委員(佐々木義武君)　ただいままで御説明申し上げました十社の内容を見ますと、カンパニー、あるいはコーポレーションというふうになっておりまして、民間の会社には間違いないようにございまして。

ただ、この十社が扱うアイソトープの量が、はたしてアメリカの全廃棄物の何割を扱っているかという点は、詳細な資料がございませんので、的確にお答えすることはできませんけれども、おそろく私の考えでは、アイソトープの利用は、アメリカにおきましては、必ずしも国の機関が、大半を扱っているというふうには見られませんが、おそろく大部分のアイソトープの生産は、国の機関が多うございまして、利用する方面は、医学にいたしまして、あるいは農業、鉱工業方面にいたしまして、主として民間にあるいは地方の機関が利用していることは間違いない事実のようではございます。で、従いまして、その廃棄物を扱う量が、十社の扱う量がどれくらいかという点に關しましては、少なくとも、この十社の方は、政府が直接廃棄するよりも、量としては多いのじゃないかという推測でございまして、的確な資料がございませんので、要すれば、あらためて調査いたしましてお答えをいたします。

○栗山良夫君　それで、なぜ私は、そういう愚問のようなことを申し上げるかと申しますと、今度、この法案に出ているこの廃棄物をとるといっても、将来、ほんとうに採算的に、これが成り立つように育成するの、あくまでも特殊法人的な格好で、国の補助金を対象にして営業するものなのか、あるいはまた直接国が、将来またやるようになるのか、その点の性格を知る上において、きわめて不明確なんです。ただ危険度のことしか書いていない。

そこで、アメリカは先進国で、もうすでにアイソトープの利用も相当高度に進んでおるのに、われわれは聞いておりますから、それで先進国として、どういふふうにして処理しているのか、これを伺いたいと思つたのです。ところがアメリカのような国でありますから、民間の会社が、採算を無視して国の仕事にサービスをする、あるいはこういうアイソトープという特別な危険物だから、社会的にサービスをやる、そういう会社を作つてやりまして、うというふうなことは、とうていあり得ないことです。そうすれば十社あれば、十社が採算をとって、仕事をしたいと見なければならぬわけですね。だからそういう意味で、アメリカで、も

ら来あり得ると見なければならぬ、そういう考え方を考へて将来の日本のありべき姿を考へてみる場合に、やはりこういう問題は、何といつてもおくれりすなり——イギリスは、はつきりし

ましたが、アメリカ等の現況というものを、もう少し的確につかんで、そうしてその上で、われわれが判断をする、頭のあたりどころをきめる、こういうこととなければならぬと思うのですね。

○政府委員(佐々木義武君)　お説のように、アメリカと英国では廃棄物の扱いと申しますか、やり方は違つておるやうでございまして、しからば日本では将来、どういふふうにして持っていくかということは、非常にむずかしい問題でありまして、ただいまの段階では、日本放射性同位元素協会というものがございまして、ここで大量に輸入して、いわばそこで、いろいろ小さいものに分けて、そうして卸、あるいは小売の方に配給するわけでございますが、将来日本原子力研究所で、輸入に

とつてかわりまして生産した場合に、日本に輸入いたしましたアイソトープを、将来も、日本放射性同位元素協会が輸入して配給したと同じような形態で、今後ともやらしていかうか。同じ形態でよろしいかという点に關しましては、まだ、いろいろ問題があるやうでございまして、ただいま検討中でございます。

従いまして、今栗山先生の御質問のように、米國方式なり、英國方式なり、どちらの方が、わが國に一番適当な様式と考へるかという点は、今後の研究問題ではありますけれども、いずれにいたしまして、こういうものは、いわば営利と目指したものは、やはり國自體の政策として、は好ましいものじゃありませんので、この点は、あくまでも障害の防止、被害を及ぼさないという点が主眼でござ

いますので、それを根本にいたしまして——と、民間の企業でありますれば、全然採算を度外視してやらすというわけにもいきませんので、そういう点もあんなにいいながら、今後のこういう扱い業者の将来のあり方というものを考えていきたいというふうに、ただいま研究いたしておる次第であります。

○栗山良夫君 いくら日本でも、ここまで進んできたんだから、たとえば病院に例をとれば、各府県の、山奥にある病院でありまして、農業協同組合の病院であろうとも、いろいろな病院で盛んにアイソトープを治療用に使うということになるでしょう。あるいは農事研究所にしても、各方面に全国に、ずっと網のようにアイソトープが分布されるということになり、それを集めて廃棄をするということになれば、これはやはり、一つの大きな仕事にもちろんなると思っています。

そのときに、今おっしゃったように、国でやるのか、あるいは国の外郭団体のような格好で協会にやらせるのか、あるいは民間に営利事業としてやらせるのかという方向は、態度をきめる上においては非常に重要なことだと私は思うのです。しかし、現にアメリカで、今、十社の純然たる民間会社がやっていると、これは、探算を度外視した民間会社というものは、アメリカにはあり得ないと思ふのですがね。私の考え方が違えば別ですよ。少なくともアメリカでは、そんな中途半端な株式会社なんというものはあり得ないと思うのです。そのあり得ない会社か、こういうものを扱って、企業を

やっているということであれば、やはりこの十社の内容というものを、もう少し検討されて、そうして国会へ、この法案の説明として報告されるということが、私は必要ではないか、こう考へるんですがね。

それとも、もう割り切っちゃって、イギリス式で、全部国でやるんだ、費用がかかっても、国でやるんだ、こういうことであれば別です。しかし、そのときには、アメリカでやらず、営業的に成り立っているものを、なぜ日本が国でやって、全部の経費を国が持たなければならぬのですか、こういう逆な質問も僕は出ると思う。○政府委員(佐々木義武君) アメリカの扱い業者の実態を調査した点では、御説の通りだと思いますので、できる限り調査を進めたいと思ひます。

たとえば、この中には、メクリアー・エンジニアリング・カンパニーなどもございますが、こういう会社は、日本にも関係の深い会社でありますし、十分連絡がとれると思ひますので、いろいろ研究してみたいと思ひます。

ただ、日本で、先ほど申しましたように、いろいろ扱い様式の点は、今後考えなければならぬ点もございすけれども、ただいまの段階では、国営でやるといふ考えはないのでございまして、原子力研究所が主として生産するものであれば、研究所のみならずこの卸売を、この放射性同位元素を、従来にもやりました協会の一手に、そこだけにしか行わせないか、あるいは別の組合なり大商社等に扱わすという点を考えていいのかわかるといふ点が、一つのポイントでございまして、小売に関しては、それぞれ、そのおろした先

から、たとえばさっき申しました同位元素協会で、従来通り小売する、末端配給するという点においては同様でありまして、原子力研究所が、いろいろの小さいところまで、自分自身が商人のようになって配給するということは考えられぬのでありますから、そういう点までは、きまつておりません。

要は、国営的な考えはない。主として原子力研究所が生産したものを扱うことに對して、同位元素協会に一手にやらすか、そうでなくて、ほかに認めるか、認める場合には、さっき申しましたように許可制度にしておきませんと、やたらにさしたのじゃ、先生のおっしゃったように、もうかるものだといたしますと、やたら希望者がありまして、大へんなことになると思ひますので、十分に適格性その他あるいは監督の行き届くようにした上で扱わしていきたいというものが、この法案を提出した趣旨でございす。

○栗山良夫君 日本放射性同位元素協会というものの性格は、どういふものですか。

○政府委員(佐々木義武君) 社団法人でございまして、戦後初めて、米軍が日本にアイソトープの輸入を許可した際から、ずっと一手に扱っているところとございまして、協会は茅誠司東大総長が会長になって、非常に日本のアイソトープの權威の方ですが、役員をしておりまして、もっぱら公益性を主とした機関でございす。

○栗山良夫君 それで、その社団法人の資金構成は、どうなっているのか。それから、この会社というのは、外圍からのアイソトープの輸入の仕事、国

内における小売の仕事、そういうものを一手に引き受けている団体のようにおっしゃったのですが、そういうことであるのかどうか。

○政府委員(佐々木義武君) この協会の資金源は、輸入します量、価格の何パーセントか、ちよつと精確なことは忘れましたが、いわば手数料のようなものをかけてまして、そうして協会運営の経費に充ててございす。

なぜこういう協会が一手にやった方がよろしいかと申しますと、わずかの量をたくさんに分けて持つてきますと、非常に経費がかさばりますし、と申しますのは、わずかでも、相当量でも、コンクリートの非常に厚い容器の中に入れまして、そうして飛行機で運んでくるわけでございすから、運んできたあとで、羽田にでも、特殊な倉庫を作っておきまして、そこで、いろいろ特殊な扱いをするというような関係上、どうしても一手に、いわば大量にと申しますか、輸入いたしまして、そうしてその協会が扱って、相当膨大な設備を持っておりまして、そこで遠隔操作でもって、アイソトープを分けまして、必要な所へ小さく分けてやるわけですが、それを各社が、それぞれ必要と、とても膨大な輸送量になりますので、むしろこういうふうに一手に輸入した方がよろしい、こういうものが沿革的に、自然発生と申しますか、そういうふうにできたものだと考へております。

○栗山良夫君 それで、この資本金はどこから出ていて、幾らくらいであるか。

○政府委員(佐々木義武君) おもな各

使用個所が会員になりまして、会員の費用でもって資金にしたわけでございす。

○栗山良夫君 それで、輸入から末端の小売まで、全部一手にしておるわけですか。

○政府委員(佐々木義武君) ただいまの段階は、そうでございす。

○栗山良夫君 この社団法人の仕事の性格、仕事の内容、資本金、それから扱い数量、そういうようなものをまとめた何かパンフレットのようなものございすか。

○政府委員(佐々木義武君) ございす。

○栗山良夫君 それを一ついただきましたと思ひます。

この社団法人は、国の補助金は、もちろん出ているのですか。

○政府委員(佐々木義武君) この扱いの手数料的な意味、あるいは事業を続けるための補助金というものは出してはおりません。しかし配給と申しますか、来たものを処理する際に、いろいろ処理するための設備等で、特殊な研究的な要素もございすので、そういう助点に關しましては、研究費の一部といたしまして、補助金を従来出したことはございす。

○栗山良夫君 まだ二、三伺いたい点はほかにもありますが、一番問題は、放射線障害の防止に關する技術的な問題がありまして、これは、政令が何かでおやりになるでしょうか、そういう点は、行政権の範圍内で行なわれることであつて、間違ひのないように措置せられれば、国会としては、さほど、そういう内容にまで立ち入る必要はなからうと思ひますが、配給業者等

の問題は、これはやはり、ある程度將來の方向というのを見きわめておか
ないといけない、そう思います。です
から、現行の処理協会の内容も、も
う少し詳しくお聞かせを願ひ、今後国内
の生産の場合、それからさらにアイソ
トープが国内で広範に各方面に利用せ
られる場合等を含めて、どういうこと
でいくのか、この点については、もう
少し突っ込んで、私はお尋ねをいたし
たいと思います。

それから廃棄物の問題については、
これも、さらに若干お尋ねをいたした
い点がありますが、きょうは、ちよつ
と時間の関係がございますので、この
程度で保留いたしたいと思います。

○委員長(山本利壽君) 本案の質疑
は、本日は、この程度にとどめたいと思
いますが、およろしゅうございますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利壽君) それでは、こ
の際、理事会において申し合わせまし
た本委員会の審議予定について、御報
告申し上げます。

明十三日水曜日は、放射性同位元素
等による放射線障害の防止に関する法
律の一部を改正する法律案、重油ボイ
ラーの設置の制限等に関する臨時措置
に関する法律の一部を改正する法律
案、中小企業業種別振興臨時措置法案
について審議を行います。

明後日十四日は、右の三案のほか
に、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部
を改正する法律案について審議に入
ります。

以上、御了承を願います。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十四分散会

四月八日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、電気工事技術者の国家試験制度
創設に伴う特別措置に関する請願
(第一六五九号)

一、物価引上げ抑制に関する請願
(第一七二六号)

一、貿易の自由化対策等に関する請願
(第一七四五号)

第一六五九号 昭和三十五年三月二
十五日受理

電気工事技術者の国家試験制度創設に
伴う特別措置に関する請願

請願者 東京都千代田区大手町
二ノ四全日本電気工事
業協同組合連合会会長
重宗雄三外七十五名

紹介議員 佐野 廣君

電気工事技術者検定制度が近く立法化
を伝えられているが、検定制の立法
化に伴ない、永年の努力経験もかいな
く失職の憂き目に遭遇する者も出るこ
とが予想され、重大な社会問題にもな
りかねないから、これが立法化にあたっ
ては、(一)検定試験は国家一本に統
一し適当大臣施行の国家試験とするこ
と、(二)旧電気工事人免許証所持者は
資格を復活して電気工事技術者として
認めること、(三)電気工事実務経験三
箇年以上にして現在電気工事に従事中
の者は電気工事技術者として認めるこ
と等の実現を期せられたいとの請願。

第一七二六号 昭和三十五年三月二
十九日受理

物価引上げ抑制に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内
三ノ一都労連主婦協議

紹介議員 松澤 兼人君

最近政府は、貿易自由化の急速な実施
を企図しているが、貿易の自由化によ
り農業は極めて深刻な影響をうけるお
それがあるから、農業に不利益をこう
むらしめるようなことのないよう特段

会内 金沢ちよ

紹介議員 千葉千代世君

公共事業料金その他の物価が昨年から
大幅な値上げをしているため国民生
活に大きな負担となっているから、
(一)公益事業料金の値上げを抑制する
ための適切な措置を講ずるよう関係行
政官庁に対し勧告するとともに、消費
者側代表者の意見の採用、国会におけ
る公聴会の開会などの措置をとるこ
と、(二)消費者価格料金についても値
上げ抑制のための行政指導を行なう
よう各行政官庁に勧告すること、(三)
物価審議会(仮称)を政府部内に設置す
ること、(四)不当なカルテル行為によ
る値上げ取り締りのための独禁法の改
正並びに同法の除外立法の整理廃止等
の促進を図ること、(五)価格のつり上
げのための輸出取引法の改正は行な
わないこと、(六)月賦販売について、
消費者、業者双方に対して正しい生活
指導を実施し、又過大広告を取り締る
こと、等について善処せられたいとの
請願。

第一七四五号 昭和三十五年三月三
十一日受理

貿易の自由化対策等に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町
宇神栄田三二ノ一明石
市農業協同組合連合協
会会長 筒井昌次外三
名

紹介議員 松澤 兼人君

最近政府は、貿易自由化の急速な実施
を企図しているが、貿易の自由化によ
り農業は極めて深刻な影響をうけるお
それがあるから、農業に不利益をこう
むらしめるようなことのないよう特段

の措置を講ぜられたい。又、政府はさ
きの第三十一回国会における経緯にも
かわらず、輸出入取引法の改正を企
図しているようであるが、輸出入貿易
における過当競争を防止するためのカ
ルテルを、国内取引の分野にまで容認
することは、独禁法の主旨にも抵触す
るので反対であり、現行法において
も、貿易自由化の実施に伴ない、この
弊が生ずるから国内取引カルテル容認
の条項を廃止すると共に、(一)貿易面
におけるアウトサイダーの規制を認め
ることは、貿易の振興を阻害すると共
に農民その他消費者の利益に反するこ
ととなるから行なうべきではないが、
やむを得る場合は公正取引委員会の
同意を要するものとし、特に農林関係
物資については農林大臣の同意を要す
るものとする、(二)協同組合及び
協同組合の構成する法人の行なう貿易
については、協同組合は組合員の相互
の利益増進を目的とするものであり、
従って組合の事業は営利を目的としな
いものであるから、アウトサイダーの
規制の対象から除外すること等につい
て特段の考慮をせられたいとの請願。

第一七四五号 昭和三十五年三月三
十一日受理

貿易の自由化対策等に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町
宇神栄田三二ノ一明石
市農業協同組合連合協
会会長 筒井昌次外三
名

紹介議員 松澤 兼人君

昭和三十五年四月十四日印刷

昭和三十五年四月十五日發行

参議院事務局

印刷者 大藏省印刷局